

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)
(当日が休日、その翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等(市町村振興課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第七百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による瑞穂地区第一工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域(平成五年五月七日現在の地番による。)

大字二本木字番蔵

大字二本木字小林三〇の一の一部、三三の一、三四の一、三四の四、三五の一、三八〇、三八一及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字二本木字妙見田八八の三の一部及び八七の三、八八の三、八八の八と一体をなす国有地の一部

大字二本木字午王田一三七の一部、一三八の一部、一三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字二本木字下番蔵のうち一三九の一部、一四〇の一部、一四一の一部、一四二の一部、一四三の一部、一四四の一の一部、一四四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字二本木字上番蔵のうち一四七の一から一四七の三までの一部、一四八の一、一四八の二、一四九の一の一部、一四九の二の一部、一五〇の一の一部、一五〇の三の一部、一五〇の四の一部、一五九の一部、一六二の一の一部、一六三の一の一部、一六三の二の一部、一六四の一の一部、一六四の二、一六四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字二本木字弓所一六五の二の一部、一六六、一六七、一六八の一の一部、三八六の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字重高字上河原

大字重高字下河原二三二の一の一部、二三五の一の一部、二三七の六の一部、二三七の八の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字二本木字大所二〇の二の一部、二二〇の三の一部、二二〇の四、二二〇の五、二二一の二の一部、二二一の三、二二二の五、二二二の九、二二二の三、二二二の三、二二六の二の一部、二二六の二、二二六の三</p> <p>大字二本木字上河原一 二二七の二、二二七の二、二二八、二二九の二から二二九の五まで、二二〇の二から二二〇の三までの一部、二二二の二の一部、二二二の二、二二二の三から二二二の八までの一部、二二二の九、二二二の九、二二四の四まで、二二四の二、二二四の二、二二五の二から二二五の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字二本木字上河原二 二二三の二、二二三の二、二二三の五、二二三、二三四、二三五の一部、二三六の二の一部、二三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字重高字大所</p> <p>大字重高字内河原二二三の二の一部、二二三の三の一部、二二四の二、二二四の二の一部</p> <p>大字重高字下河原二二三の二の一部、二二三の三の一部、二三四の四の一部、二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字二本木字西内河原一九二の三の一部、一九五の二の一部、一九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字二本木字東内河原二〇一の二の一部、二〇一の二の一部、二〇二の二の一部、二〇二の三、二〇二の四、二〇三の二の一部、二〇三の二、二〇三の三の一部、二〇三の四、二〇四、二〇四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字二本木字下河原二〇五の二、二〇五の二、二〇五の三の一部、二〇六の二、二〇六の二、二〇七の三の一部、二〇八の二の一部、二〇八の二、二〇九及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字二本木字大所二二〇の二、二二〇の二の一部、二二〇の三の一部、二二〇の六、二二〇の七、二二一の二の一部</p>
---	--

<p>大字重高字三反田</p>	<p>二二一の二の一部、二二一の四、二二二の二の一部</p> <p>大字二本木字上河原一 二二〇の二から二二〇の三までの一部、二二一の二から二二二の三まで、二二二の二の一部、二二二の三から二二二の八までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字重高字ふけ一七六の一部、一七八の二の一部、一七八の二の一部、一七九の二の一部、一八〇の二の一部、一八一の二、一八一の二、一八二、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字重高字内河原二二一の二の一部、二二二の二、二二三の二、二二三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字二本木字上番蔵一四九の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字二本木字限中江一七九の二の一部、一八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七八の二、一七九の二、一八四の二の一部と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字二本木字三反田のうち一八六の二から一八六の三までの一部、一八八の二の一部、一八九の二の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字二本木字西内河原一九二の二、一九二の二、一九二の三の一部、一九二の四、一九二の五、一九三の二から一九三の三まで、一九四の二、一九四の二、一九五の二の一部、一九五の二の一部、一九六の二から一九六の三までの一部、一九六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字二本木字東内河原二〇三の二の一部、二〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字二本木字下河原二〇五の三の一部、二〇七の二、二〇七の三の一部、二〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

<p>区域を変更する 字の名称</p> <p>大字二本木字小 林</p>	<p>大字重高字弓所</p>
<p>同上の区域(平成五年五月七日現在の地番による。)</p>	<p>大字重高字泉河原一四五の四の一部、一四七の一部、一四八の二から一四八の三までの一部、一四九の二、一四九の三の一部、一五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字重高字ふけ一七六の一部、一七七の一部、一七八の一部、一七八の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字二本木字小林二九の一、三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字二本木字上番蔵一四九の二の一部、一五九の一部、一六二の二の一部、一六三の二の一部、一六三の三の一部、一六四の二の一部、一六四の三及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字重高字弓所のうち一六五の二の一部、一六六、一六七、一六八の二の一部、三八六の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p> <p>大字二本木字隈中江のうち一七九の一部、一八四の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに一七八の二、一七九の一部、一八四の二の一部と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p> <p>大字二本木字三反田一八六の二から一八六の三までの一部、一八八の二の一部、一八八の三の一部、一八九の二の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地の一部並びに一九〇の三の一部と一体をなす国所有地の一部</p>
<p>大字二本木字中 河原一</p>	<p>大字二本木字妙 見田</p>
<p>大字二本木字東内河原二〇〇の二の一部及びこれと一体をなす国所有地</p> <p>大字二本木字大所二二二の二の一部、二二三の一部、二二四の二、二二四の三、二二五の二、二二五の三、二二六の二、二二六の三</p>	<p>大字二本木字妙見田のうち八八の三及び八七の三、八八の三、八八の七から八八の一〇まで、八九の一と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p> <p>大字二本木字王田のうち二二六の一部、二二七から二二九まで、一三〇の二、一三〇の三、一三一、一三三、一三四の一部、一三五の一部、一三七の一部、一三八の一部、一三八の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p> <p>大字二本木字下番蔵一三九の一部、一四〇の一部、一四一の二の一部、一四二の一部、一四三の一部、一四四の二の一部、一四四の三及びこれらと一体をなす国所有地</p> <p>大字二本木字上河原一のうち二一七の二、二一七の三、二一八、二一九の二から二一九の五まで、二二〇の二から二二〇の三まで、二二一の二から二二二の三まで、二二二の四から二二二の九まで、二二三の二から二二三の四まで、二二四の二、二二四の三、二二五の二から二二五の三まで及びこれらと一体をなす国所有地の一部以外の区域</p> <p>大字二本木字上河原二のうち二二三の二、二二三の三、二二三の四、二二三の五、二二三の六から二三五まで、二三六の二、二三六の三、二三七の二、二三七の三及びこれらと一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>

	<p>一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字二本木字上河原二 二三五の一部、二三六の一部、 二三六の二の一部、二三七の一、二三七の二及びこれらと 一体をなす国有地の一部 大字二本木字中河原一のうち二四一の一から二四一の六ま で、二四一の八の一部、二四一の九の一部、二四一の一〇 及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字二本木字中河原二 二四二の一の一部、二四二の二、 二四三の一、二四三の二、二四四の一の一部、二四四の二 の一部、二四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字二本木字前河原一 二七七の一部、二七八の一の一部</p>
<p>大字二本木字中 河原二</p>	<p>大字二本木字西内河原一九五の二の一部、一九七の二の一 部、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字二本木字東内河原一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の 二の一部、二〇一の一の一部、二〇一の二の一部、二〇二 の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字二本木字大所二二二の一の一部、二二二の二の一部、 二二三の一部 大字二本木字中河原二のうち二四二の一の一部、二四二の 二、二四三の一、二四三の二、二四四の一の一部、二四四 の二の一部、二四五の一の一部、二四八の二の一部及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域 大字二本木字多良ノ木二五〇の一、二五〇の二、二五〇の 三の一部、二五二の一の一部、二五二の二、二五二の三、 二五三の一の一部、二五六の四の一部、二五七の一の一部 二五七の二の一部、二五八の一から二五八の三まで及びこ れらと一体をなす国有地 大字二本木字太宰二五九の一、二五九の二の一部、二六二 の二の一部、二六三の二の一部、二六三の三の一部及びこ れらと一体をなす国有地 大字二本木字前河原一 二七一の一の一部、二七一の二の 一部、二七二から二七四まで、二七五の一部、二七六、二</p>
<p>大字二本木字多 良ノ木</p>	<p>七七の一部、二七八の一の一部及びこれらと一体をなす国 有地 大字二本木字午王田一三八の一の一部及びこれと一体をな す国有地 大字二本木字上番蔵一四七の一から一四七の三までの一部、 一四八の一、一四八の二、一四九の一の一部、一四九の二 の一部、一五〇の一の一部、一五〇の三の一部、一五〇の 四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字二本木字西内河原一九五の二の一部、一九六の一から 一九六の三までの一部、一九六の四、一九六の五の一部、 一九七の一、一九七の二の一部、一九七の四、一九八の一 部及びこれらと一体をなす国有地 大字二本木字多良ノ木のうち二五〇の一、二五〇の二、二 五〇の三の一部、二五二の一の一部、二五二の二、二五二 の三、二五三の一の一部、二五六の四の一部、二五七の一 の一部、二五七の二の一部、二五八の一から二五八の三ま で及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字二本木字太宰二五九の二の一部、二六〇の一の一部、 二六〇の二の一部、二六一の一の一部、二六二の一の一部、 二六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字二本木字家 尾</p>	<p>大字二本木字中河原一 二四一の一から二四一の六まで、 二四一の八の一部、二四一の九の一部、二四一の一〇及び これらと一体をなす国有地の一部 大字二本木字中河原二 二四二の一の一部及びこれと一体 をなす国有地 大字二本木字太宰のうち二五九の一、二五九の二、二六〇 の一、二六〇の二、二六一の一から二六一の三まで、二六 二の一、二六二の二、二六三の一、二六三の二の一部、二 六三の三の一部、二六四の一の一部、二六四の二、二六四 の三、二六五の一、二六五の二の一部、二六六の一、二六 六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大字二本木字鍵田	<p>大字二本木字前河原一のうち二七一の一の一部、二七一の二の一部、二七二から二七四まで、二七五の一部、二七六、二七七の一部、二七八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字二本木字家尾のうち二八九の四、二八九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字二本木字鍵田	<p>大字二本木字午王田二二六の一部、一二七から一二九まで、一三〇の一、一三〇の二、一三一、一三三、一三四の一部、一三五の一部、一三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字二本木字太宰二六〇の一の一部、二六〇の二の一部、二六一の一の一部、二六一の二、二六一の三、二六二の一の一部、二六二の二の一部、二六三の一、二六三の二の一部、二六四の一の一部、二六四の二、二六四の三、二六五の一、二六五の二の一部、二六六の一、二六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字二本木字家尾二八九の四、二八九の五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字二本木字鍵田の全域</p>
大字重高字宮ノ前	<p>大字重高字宮ノ前のうち八七の二以外の区域</p>
大字重高字五厘田	<p>大字重高字五厘田の全域</p> <p>大字二本木字小林二八の一から二八の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字重高字南田	<p>大字重高字南田のうち一〇二の一、一〇二の二、一〇三の一、一〇四の三、一〇九の一、一〇九の四、一一〇の一、一一〇の四から一一〇の六まで、一一一の一、一一一の二、一一二、一一三の一から一一三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大字重高字北ノ前	<p>大字重高字北ノ前のうち一一四、一一五の四、一二六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字重高字辨久	<p>大字重高字北ノ前一二六の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二六の一の一部と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字重高字辨久のうち一二七、一二八の一の一部、一二九の一の一部、一三四の二の一部、一三五の一の一部、一三五の二の一部、一三六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字重高字二反田一三九の一部、一四〇の一から一四〇の三まで、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字重高字岸ノ下一五六の一から一五六の三まで、一五七の一の一部、一五七の二、一五八の一の一部、一五八の二の一部、一六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字土居字茶円木一九の二、二二の一、二二の二、二二の三</p> <p>大字土居字下土居二二三の一から二二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字土居字大將軍四七一、四七二と一体をなす国有地</p> <p>大字土居字前田五五五の一の一部、五七二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五六九、五七〇、五七三と一体をなす国有地</p>
大字重高字泉河原	<p>大字重高字宮ノ前八七の二</p> <p>大字重高字南田一〇二の一、一〇二の二、一〇三の一、一〇四の三、一〇九の一、一〇九の四、一一〇の一、一一〇の四から一一〇の六まで、一一一の一、一一一の二、一一二、一一三の一から一一三の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字重高字北ノ前一一四、一一五の四、一二六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字重高字辨久一二七、一二八の一の一部、一二九の一</p>

<p>池 大字重高字鶴ヶ</p>			
<p>大字重高字岸ノ下一五七の一の一部、一五八の一の一部、一五九の一の一部、一六〇の一の一部、一六五の一の一部、一六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四の二と一体をなす国有地の一部 大字重高字ふけ一七二の一の一部、一七三の一から一七三の三までの一の一部、一七六の一の一部、一七九の一の一部、一七九の二、一八〇の一の一部、一八三の一の一部、一八四、一八五の一から一八五の三まで、一八六の一、一八六の二、一八七の一から一八七の三まで、一八八の一、一八八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字重高字鶴ヶ池のうち一九一の一の一部、一九二の二の一部、一九三の二の一部、一九三の二の一部、一九四の二の一部、一九四の二の一部</p>	<p>一部、一三四の二の一部、一三五の一の一部、一三五の二の一部、一三六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字重高字二反田のうち一三九の一部、一四〇の一から一四〇の三まで、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字重高字泉河原のうち一四五の四の一部、一四七の一部、一四八の一から一四八の三までの一の一部、一四九の一、一四九の二の一部、一五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字重高字岸ノ下のうち一五六の一から一五六の三まで、一五七の一、一五七の二、一五八の一の一部、一五八の二の一部、一五九の一の一部、一六〇の一の一部、一六五の二の一部、一六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字重高字ふけ一六八から一七〇まで、一七一の一、一七一の二、一七二の一の一部、一七三の一から一七三の三までの一の一部、一七四の一、一七四の二、一七五、一七六の一部、一七七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字重高字鶴ヶ池一九一の一部、一九二の二の一部、一九三の二の一部、一九三の二の一部、一九四の二の一部</p>		
<p>大字土居字前河原</p>	<p>大字土居字大将軍</p>	<p>大字土居字下土居</p>	<p>大字土居字茶田木</p>
<p>大字土居字前河原のうち五五〇の一の一部、五五一の一の一部、五五二の二、五五四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字重高字鶴ヶ池一九七の二の一部、一九七の四の一部、二一一の一の一部、二一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一一の二の一部と一体をなす国有地</p>	<p>大字土居字大将軍のうち四七一、四七二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字土居字下土居のうち一二三の一から一二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>九六の一の一部、一九六の二の一部、一九六の三、一九六の四、一九七の一の一部、一九七の二の一部、一九七の三、一九七の四、二一一の一の一部、二一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一一の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字重高字内河原のうち二二一の一の一部、二二二の一部、二二三の一から二二三の三まで、二二四の一、二二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字重高字下河原のうち二二三の一の一部、二二三の二の一部、二三四の四の一部、二三五の一の一部、二三七の六の一部、二三七の八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字二本木字上河原一 二二三の四と一体をなす国有地の一部 大字土居字前河原五五〇の一の一部、五五一の一の一部、五五四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字土居字前田

一部

大字土居字前河原五五二の二及びこれと一体をなす国有地
 大字土居字前田のうち五五五の一の一部、五七二の二及び
 これらと一体をなす国有地並びに五六九、五七〇、五七三
 と一体をなす国有地以外の区域
 大字重高字岸ノ下一五七の一の一部及びこれと一体をなす
 国有地
 大字重高字鶴ヶ池一九六の一の一部、一九六の二の一部、
 一九六の三、一九六の四、一九七の一の一部、一九七の二
 の一部、一九七の三、一九七の四の一部及びこれらと一体
 をなす国有地

廃止する字の名
称

大字二本木字下番蔵、大字二本木字上番蔵、大字二本木字
 弓所、大字二本木字隈中江、大字二本木字三反田、大字二
 本木字西内河原、大字二本木字東内河原、大字二本木字下
 河原、大字二本木字大所、大字二本木字太宰、大字二本木
 字前河原一、大字重高字二反田、大字重高字岸ノ下、大字
 重高字ふけ、大字重高字内河原、大字重高字下河原

鳥取県告示第七百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の
 規定に基づき、県営土地改良事業に係る瑞穂地区第一工区の換地処分を行
 ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ
 り告示する。

平成五年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次